

千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針

(平成6年5月30日千葉市告示第153号)

(改正平成7年10月 2日)

(改正平成8年3月13日千葉市告示第69号)

(改正平成22年4月 1日)

(改正平成26年4月23日)

(改正令和 元年7月 1日)

(改正令和 3年5月13日)

(目的)

第1条 この指針は、先端技術関係施設を設置する事業者が化学物質及び生物（以下「化学物質等」という。）を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、環境汚染、災害事故等を未然に防止し、もって良好な環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 先端技術関係施設 千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号。以下「条例」という。）第97条に規定する先端技術関係施設（以下「対象施設」という。）をいう。
- (2) 化学物質 すべての元素及びその化合物のうち、環境保全上注意を要する物質をいう。
- (3) 生物 突然変異、遺伝子の組換え、細胞融合、培養等バイオテクノロジーに供される生物をいう。

(対象者)

第3条 この指針は、次に掲げる事業者について適用する。

- (1) 本市の区域内に事業所を立地する者であつて、当該事業所において対象施設を設置しようとするもの
- (2) 現に、本市の区域内に事業所を立地している事業者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 対象施設を設置していない事業者が、新たにこれを設置しようとする場合
 - イ バイオテクノロジーに係る対象施設又はバイオテクノロジーに係る対象施設以外の対象施設のうちいずれか一方に係る対象施設を設置している事業者が、新たに他方の対象施設に係る施設を設置する場合

(事業計画概要書の作成及び提出)

第4条 事業者は、対象施設を設置して事業を実施しようとするときは、条例第98条第1

項の規定による届出前に、当該事業に係る事業計画の概要について記載した事業計画概要書（様式第1号）を作成し、市長に提出するものとする。

(環境保全対策書の作成)

第5条 事業者は、前条の規定により事業計画概要書を提出したときは、次の各号に掲げる事項を記載した環境保全対策書を作成するものとする。

(1) 事業概要

- ア 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- イ 事業内容
- ウ 環境保全に係る基本方針
- エ 環境保全及び安全管理に係る組織
- オ 環境保全及び安全管理に係る教育・訓練

(2) 化学物質の適正管理について

- ア 化学物質の適正管理方法
- イ 大気汚染及び水質汚濁の防止方法
- ウ 土壌汚染及び地下水汚染の防止方法
- エ 廃棄物対策

(3) 生物の適正管理について

- ア 生物の適正管理方法
- イ 生物の封じ込め対策
- ウ 廃棄物対策

(4) 施設及び設備の保守・管理

(5) 災害事故等の未然防止対策及び対応措置

(6) 監視測定

(7) その他環境保全上配慮すべき事項

2 前項の環境保全対策書を作成するにあたっては、次の各号に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 関係する法令、条例、要綱、指針等を詳細に調査し、基準等を遵守すること。
- (2) 使用する化学物質に関しては、極力回収措置を講ずるものとし、回収が困難な場合は、防除施設を設置する等、適切な排出防止の措置を講ずること。
- (3) 遺伝子組換え実験等に関しては、取り扱う生物による環境汚染の未然防止を図るため、適切な排出・漏洩防止等の措置を講ずること。
- (4) 化学物質等に係る廃棄物については、再生利用等により発生量の減量化に努めるとともに、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう適切に処理すること。
- (5) その他、環境保全に係る技術の向上に努めるなど、環境保全対策に最善の措置が講じられるよう配慮すること。

(説明会の実施等)

第 6 条 事業者は、前条の規定により環境保全対策書を作成したときは、対象施設を設置しようとする場所の周辺住民に対し、環境保全対策書の概要等を説明するため、別に定める時期までに説明会を開催するものとする。ただし、設置する対象施設が環境を汚染し、又は災害事故をひきおこす恐れがないと市長が認めるものについては、この限りではない。

2 事業者は、前項に規定する説明会の結果を踏まえ、環境保全対策書に周辺住民の意向を配慮するよう努めるものとする。

(自主管理マニュアルの作成)

第 7 条 事業者は、作成した環境保全対策書に基づき、化学物質等の管理及び環境汚染並びに災害事故の防止の措置等を的確に遂行するため、その具体的実施手法等を記載した自主管理マニュアルを作成するものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の自主管理マニュアルの提出を求めることができる。

(環境保全対策書等の提出)

第 8 条 事業者は、環境保全対策書の内容が確定したときは、当該環境保全対策書及び環境保全対策概要書並びに第 6 条第 1 項の規定により実施した説明会の報告書を条例第 98 条第 1 項に規定する届出書に添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があったときは、速やかに、環境保全対策概要書を期間を定めて周辺住民の閲覧に供するものとする。

(補則)

第 9 条 この指針の実施に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この指針は、平成 6 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 この指針の実施の際、現に対象施設の設置について条例第 51 条の規定に基づく届出をしている事業者については、この指針の規定は、適用しない。

附 則

この指針は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 8 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行の際現にこの指針による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この指針は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現にこの指針による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この指針は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現にこの指針による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この指針は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現にこの指針による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号（第4条）

事業計画概要書

年　月　日

（あて先）千葉市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話

（連絡先電話番号）

（担当）

（連絡先電子メールアドレス）

@

千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針第4条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 事業の種類及び名称	
2 事業の実施予定所在地	
3 事業の実施予定期限	
4 事業の目的	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 所在地及び周辺の図面（縮尺1/10,000～1/2,500）を添付すること。